

判決番号：2018年6月27日第462/2018号

登録番号：71092017

**ペルージャ裁判所
第一市民部**

当裁判所は、法廷において裁判官の合議体として審議するもので、以下の栄えある判事で構成されている。

マリエラ・ロベルティ博士 (Dr. Mariella Roberti) 裁判長

クラウディオ・バリオーニ博士 (Dr. Claudio Baglioni) 裁判官

イレニア・ミシッチェ博士 (Dr. Ilenia Miccichè) 判決を起草した裁判官は、以下を提出した。

判決

一般登録簿の事件番号第 7109/17 号に関して、民事訴訟法 (CCP) 第 737 条、および法令第 25/2008 号第 E35b 条に基づく控訴につき、フィレンツェ国際保護の承認に関する領土委員会 (Territorial Commission for the Recognition of the International Protection of Florence) ペルージャ部の命令に対して、代理人：

***、税コード：**、出生地：** (中華人民共和国)、生年月日：** (中華人民共和国)、現住所がペルージャで、**を通じて、ペルージャ市の XIV September n. 73 に選択的に事務所を有する弁護士フランチェスコ・ディ・ピエトロ (Francesco Di Pietro) が弁護かつ防御する (委任状に記載の通り)。

原告に対し

内務省 - フィレンツェ国際保護の承認に関する領土委員会 - ペルージャ部。

被告

加えて、検察官 (ペルージャ裁判所所属の検察庁) が参加する。

1. 原告が報告した事実および控訴の理由

中華人民共和国国民である***は、所定の期限内に、2017年10月26日付の通知に基づき、2017年5月25日に発行された決定に対して控訴を申請する。その決定中、フィレンツェの国際保護の承認に関する委員会は、原告の難民の地位およびその他の形式の保護を承認することを拒否した。原告は難民の地位、または代替的に補助的保護の地位、さらに代替的に人道的理由による居住許可の付与を求めた。

現在の内務省は、この控訴を棄却するよう求めている。

検察官は、本件が必要な形態の保護を承認するのに適したものであるとの反復的な要素を認めず、この控訴を棄却することを支持した。

原告は、領土委員会において、自身は漢民族に属し、全能神教会を信仰していることを述べた。また、原告は、**省**市で生まれたこと、学校を卒業と同時に結婚し、夫と共に**省**市および**省**に赴いたこと、彼女は自国で事務員および庇護申請補助者として勤務していたこと、イタリアに移住して以来連絡を取っていない家族は中国で暮らし、両親と弟がいること、母親は2008年に逮捕され、所在不明であること、夫とは2010年に離婚し、子供を原告の祖母に預けたこと、原告は2009年に全能神教会を信仰し始めたこと、母親はその前年に他者を改宗させていたことを理由に逮捕されたが、逃亡したこと、その後、警察は原告の実家を何度も訪ね、父親に母親の所在について伝えるよう強制し、そして近隣住民に対して一家を監視し、スパイを働くように依頼したこと、この状況に耐えかねた父親は自殺を試みたが、発見が早く一命をとりとめたこと、さらに原告の義理の両親と夫は、信仰を口実に離婚するように迫り、原告の息子への面会を許さず、財産分与も認めなかったことを述べた。訴状にはその他、彼女は警察署に強制連行され、信者の名前が記載されたリストが見つかる前にかろうじて処分できたこと、他の信者の名前を把握しようとする警察から詰問を受けたが、何も回答しなかったこと、さらにタイガーチェアと呼ばれる拷問を含む一連の拷問を受けた後でさえ回答しなかったこと（「タイガーチェアは横木付きの椅子で、手を固定され、恰幅のよい警官が私の髪を掴み、頭を繰り返しその横木の上に叩きつけました。額が腫れるのを感じた後は何も感じなくなりました。私は気絶してしまったようです」）、食事も水分も与えられず、睡眠を奪われたこと（「夜になるまで食事も飲み物も与えられず、トイレにも行かせてくれませんでした。疲れてまぶたを閉じかけると、警官は私を引き上げて目の中に非常に強い光を当ててきました。これは翌日まで続き、その日の午後、何も引き出せないことが分かると、釈放されました」）、教会に所属し続けると、逮捕されて罰せられると脅迫されたこと、解放直後から尾行されたこと、この出来事があってからは実家にいられず、**に住む従兄

弟の所に行き一緒に暮らしていたこと（原告はそこで教会と他の信者たちと連絡を取ることができないまま 1 年半滞在した）、2015 年に全能神教会に再び連絡したが、**地区は

信者を探していることを公表したため、2016 年の検問の間安全な場所に身を潜めなければならなかったこと、2016 年 3 月、姉妹の家で宗教的な問題について議論していたとき、姉妹は原告の所在を報告しなければどのような目に遭うか考えるよう脅迫を警察から受けたこと、中国では神を信じることは困難だとわかり、海外へ行く決心を固めて北京からイタリア行きの飛行機に搭乗したことを述べた。

同委員会は、国際的な保護を与えることを拒否し、出身国情報（COI）に関して、*の内的、外的な説明はあまり一貫していないと主張した。特に、（この教派では、家族から離れることが階級を上げる道だと考えられているのに、）原告が母親を通じて全能神教会に改宗したこと、原告は中国刑法でテロ組織であることを示す邪教リストに含まれる教会の教派に属していると特定された後でも釈放されていること、またパスポートが通常通り発行されていたのは自身の逮捕が登録されていなかったからだと主張したことに関し、その信頼性に疑問を呈した。

この主張から、領土委員会が行った決定に過誤があったことが理解できる。端的に言えば、数々の情報源が中国では全能神教会は「邪悪なカルト」だとし、また中国警察がその信者を迫害し、市民に通報を呼び掛けていることである。また、原告は、報告書で確認できる宗教の手法に関して詳細な情報を報じていることから、かなり信頼性が高いものであるように思われる。

2018 年 4 月 3 日の審問で口頭弁論が終了した後、事件は裁判官の合議体の判断に委ねられた。

2. 規制の枠組み：難民の地位

国際保護のための規制の枠組みは、（EU 指令 2004/83/EC を置換する）EU 指令 2011/95/EU によって確立され、国内レベルでは同指令を国内法化した 2007 年 11 月 19 日付の法令第 251 号によって確立された（2014 年 2 月 21 日付の法令第 18 号で修正）。

控訴で要求されている保護の形態に関しては、2007 年 12 月付の法令第 251/2007 号第 2 条(1)(e) に従い、難民の地位は、「…人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること、又は政治的意見を理由に迫害を受ける恐れが十分にあるために、国籍国の国外にいる者であって、その国籍国の

保護を受けることができない者、又はかかる恐れを抱いているためにその国籍国の保護を受けることを望まない者、並びに常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」に適用されることに留意する必要がある。

法令第 251/2007 号第 5 条は、「資格認定」指令の第 6 条を一言一句採用したものであり、迫害の主体および重大な危害につき一貫した定義を採用している。同条では、その主体は、(a) 国家、(b) 国家または国家の領土のかなりの部分を支配している党または組織、(c) 国家以外の主体（国際機関を含む、第 (a) 項および第 (b) 項に規定する主体が、迫害または重大な危害に対して保護することができないか、望まないことを立証できた場合）と規定している。

したがって、難民の地位を確認する上で、原告の出身国に直接起因する行動は、公的機関の権限を行使するよう任命された者によって遂行されたものであるため、関連性があるか、またはいずれにせよ出身国に原因があるといえる。

難民の地位の認定は、原告が迫害的な権力行使の対象となっていることを前提としており、それは立法者が厳密に特定し、さらに同法令の第 8 条で特定された根拠と必要的な因果関係も存在しなければならない。

個人が意図的に計画した行動様式と、規定された理由を根拠に保護を求める者を直接的に迫害する行為の間に因果関係は必要である一方、通常の単発的な犯罪行為を極端な迫害行為と併せて考慮することはできない。欧州司法裁判所は、「EU 加盟国が、原告が迫害を受ける恐れを抱く十分な理由があるか否かを判断するとき、迫害する主体がその者の特性につきレッテルを貼ったものである限り、その者が迫害を受けるような特性を実際に有しているか否かは重要ではない」（C.GUE c. 473/2016 F c. Bevándorlási és Állampolgársági Hivatal）と適切に指摘した。

したがって、ここで最も重要と思われるのは、原告に対して嫌疑がかけられた事実の真実性ではなく、申し立てた告発内容が真実であるか、また関係当事者にそれが向けられたものであるかという点である。これは、「外国の制度に従い起こり得る結果との関係で、告発が存在することが、迫害または重大な危害を受ける危険を現実的なものにするためである」（Cass., Section VI, 2018 年 2 月 6 日）。

同法令の第 7 条では、1951 年のジュネーブ条約を直接参照して、迫害行為の根拠となる行為を特定している。

特に、これらの迫害行為は、基本的な人権に重大な侵害があったことを示す上で、その性質上または頻度の点で十分に重大なものでなければならず、とりわけ次のような形式をとる可能性があるとしている。

(a) 性的な暴力行為を含む、身体的または精神的な暴力行為。

(b) 法的、行政的、警察的または司法的措置であって、それ自体が差別的であるか、または差別的な方法で行われているもの。

(c) 起訴または処罰であって、それが不当または差別的なものの。

(d) 司法的救済を受ける道を断たれ、その結果、不当または差別的な処罰につながっている。

(e) 紛争中に軍役に従事することへの拒絶に対する起訴または処罰であって、軍役の遂行には、第 10 条第 2 項に含まれる除外条項に該当する犯罪または行為が含まれているもの。

(f) 特に性別または年少者に向けられた行為。

3. 証拠の評価

民法第 2697 条に準拠して原告の立証責任につき勘案することは、懸案の保護システムを理解する上で枢要である。一般的な法解釈により、原告が利用できる証拠が限定されている可能性があるため、その点は柔軟に解釈しなければならない。その結果、裁判官は大きな権限を持つことになり、それを行ってあらゆる情報を収集することが可能となる。それには、移民の出身国における社会政治的および司法行政的状況を再構築するために必要となる情報が含まれる。とは言え、原告は、自身の主張に分があることを証明するために決定的な事実を証明し、さらに個人が受けた経験につき再構築するために必要な示唆的な要素を証明する責任を負っている。「原告は、少なくとも推定上、本国へ送還されると直面するであろう実際の危険、特に危険の有効性と適時性に関して証明しなければならない」（破毀院、2008 年 11 月 17 日 第 27310 号参照。また同論点については、2007 年第 26822 号、2006 年第 18353 号、2005 年第 28775 号、2005 年第 26278 号、2005 年第 2091 号も参照）。

法令第 251/2007 号は実際、原告はその請求の根拠を証明するために必要なすべての要素および文書を提出する義務を負っていると規定している。ただし、以下の第 5 項では、原告の申立の特定の要素または側面が証拠によって裏付けられていない場合であっても、申請につき決定する権限のある当局が以下のことを考慮して、依然真実であると見なすことができると規定している。

a) 原告は、申請内容を立証するためにあらゆる合理的な努力を行ったこと。

b) 原告が所有するすべての関連要素が提出され、他の重要な要素の欠如を補う適切な理由を提示していること。

c) 原告の発言には一貫性があり、妥当であると考えられること。

d) 原告は可及的速やかに申請書を提出したこと。遅延に正当な理由がある場合はこの限りではない。

e) 事実認定から、原告は信頼できると見なされること。

言い換えると、通常の民事訴訟手続を規定する原則は、論点となっている問題に適用すると、運用方法が非常に異なることになる。「これは、外国人が国際的な保護を受けるのを認める条件を確立するために協力し、また出身国の司法制度および政治状況を理解するために必要な情報を獲得する責任を負う、権限を行使する当局、管轄する委員会、および裁判官による徹底した評価につながるものである」（最高裁、2008年11月17日、第27310号）。

この仮定はさらに、法令第150/2011号の第19条第8項の規則で確認されており、同項では「裁判官も当局として行動することができ、紛争を解決するために必要な捜査を命じる権限を有している」と規定されている。また2008年法令第25号の第8条第3項では、問題点の勘案は、移民の出身国の一般的な状況に関する「正確かつ最新の」情報に基づき行わなければならないと規定し、それを国の委員会がまとめ、委員会の領土当局にわたし、さらには拒絶決定に対する控訴審では裁判所が判断する。

4. 控訴の実体的側面

当事者が手続上合理的に協力することに関して、原告は、申請を立証するために、国際機関からの報告書および中国のキリスト教徒に対する迫害に関する報道記事を提出したことに加えて、新興宗教の研究でCESNUR研究センターの代表者でもある社会学者のマッシモ・イントロヴィーニャ（M. Introvigne）氏とのインタビューの内容とともに、全能神教会の信者であることを証明するために（ニューヨークの全能神教会による証言、別紙第14号）一連の文書を提出したことに注意を払わなければならない。

原告が、自らの申請を立証し、自身がこの教派に属することを証明するために、自身が所有するあらゆる要素を提供するために可能な限りすべてのことを行ったことは、完全に首尾一貫している。

提出された文書を勘案すると、原告は、可能な限りすべてのことを行い、その求めを裏付けるため、およびこの教派に属すること、また出身国を離れなければならなかった理由を証明するために、所有するすべての要素を提供したことを摘示しなければならない。

行った説明の信頼性に関しては、当裁判所の合議体は、領土委員会が行った評価とは異なり、疑問を投げかける理由はないと考えた。これは、原告が出国することになった一連の出来事に関して、また全能神教会の宗教に関して利用できる情報を勘案しても、それが実質的に完全で、十分に一貫性があり、かつ非常に詳細であるように思われるからである。

特に、入手できる情報源の説明では、全能神教会は、1991年に中国で創設された宗教運動であり、本質的にイエス・キリストが全能神として地上に戻り、「あらゆる真理を説き、人類を清め、救う」生身の人間として自らを具現化させたものであるとする。この教会を研究する学者たちは、そのイエスは、1973年に中国北西部で生まれた中国人女性として受肉したと考察している。中国共産党は、政府の支配を受け入れない、独立した宗教運動すべてを危険分子であると見なしている。特に、全能神教会は、創設された初期の頃以来、中国で厳しい抑圧を受け、さらに1995年に公表され、定期的に更新されている特別ナリストに記載されたことで、公式に迷信に基づくセクト（邪教）であると見なされている。中国刑法第300条には、「迷信に基づくセクトを組織した者は[...]、3年以上7年以下の懲役刑に処する」と規定されている。

全能神教会の教会員に対する迫害の報告件数は、決して少なくない。何千人も逮捕され、何十人も拷問を受け、疑わしい状況で死亡した事例もある。邪教を打ち滅ぼすことは中国当局の優先的な課題の一つであることが明らかとなった一方、信者を逮捕するために、警察に信者を通報した人には現金で報酬が支払われている。

したがって、第一に、原告が報告したように、外部でこの教派の信者の勧誘が行われるよりも先に家庭内で勧誘が行われ、母親の影響でその教派に入信した可能性が高いことは、首尾一貫していない説明であるとは全く思えない。

また中国当局から旅券を取得できた件の原告の説明はほとんど信じるに値しないというのは、中国の監視システムの可謬性および国内に広範囲に腐敗が広がっていることを考えると、誤りであると言える。

上記で指摘したことを踏まえ、当裁判所の合議体は、原告につき、宗教上の理由から、帰国しようものなら国家機関から迫害される恐れは十分にあると考える。この恐れは、警察が個人的に搜索していること、また彼女の母親も、全能神教会との教派信者であることに起因して逃れた後に逮捕および搜索を受けていた事実により、主観的なレベルでも的を射ており、また、客観的なレベル

でも、原告の説明は、中国における信教の自由に関する最新の報道と、原告が信奉していた教派に対する政府の体系的かつ計画的な迫害の状況のどちらとも符合しているように思われる。

この場合、難民の地位の付与の根底にある客観的および主観的な要件はすべて、上記の条件の範囲内に収まる。結論として、原告が迫害されている国の出身者であることにより、原告は、自身の出身国からのあらゆる内部的な保護を利用することから妨げられていると言える。

原告***を難民として承認することは必要不可欠であるため、この控訴は支持される必要がある。

この紛争の性質上、訴訟の費用を補償しなければならない。上記の理由のため、

法令第 25/2008 号第 35 条、法令第 150/2011 号第 19 条、イタリア民法第 702b 以降および第 737 条に鑑み、

1) 控訴を受容し、**日生まれの**（中華人民共和国）出身の**に対し、難民の地位を付与する。

2) 費用を補償する。

通常の手続を完了するため、本書を裁判所の登録原簿に登録し、この命令を原告に通知した上で、関係する領土委員会およびペルージャ裁判所の検察官に送付すること。

本決定は、2018 年 6 月 11 日にペルージャ評議会（Council Chamber of Perugia）で承認された。

裁判官・報告者 イレニア・ミシッチェ

裁判長 マリエラ・ロベルティ